薬生発0624第1号 令和2年6月24日

各 (都 道 府 県 知 事) 各 (保健所設置市長) 殿 特 別 区 長)

> 厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和2年政令第203号。以下「改正政令」という。)が令和2年6月24日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

- 1 次に掲げる物を新たに毒物に指定した。
- (1)酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 1307-96-6)

(2) ジブチル(ジクロロ) スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 683-18-1)

- 2 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。
- (1) 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、<math>1-アミノ プロパン-2-オール4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 78-96-6)

(2) 2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。

(CAS No.: 4439-24-1)

(3) オキシラン-2 - イルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤 (CAS No.: 106-91-2)

(4) 1-クロロー4-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 100-00-5)

(5) 2, 4-ジクロロフエノール及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 120-83-2)

(6) ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール1%以下 を含有するものを除く。

(CAS No.: 25154-52-3)

(7) 1-ビニルー2-ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、<math>1-ビニルー2-ピロリドン 10%以下を含有するものを除く。

(CAS No.: 88-12-0)

(8) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 12125-01-8)

(9) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム 6%以下 を含有するものを除く。

(CAS No. : 7681-49-4)

(10) ベンゼン-1, 4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤 (CAS No.: 100-20-9)

(11) ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル=クロリド 0.05%以下を含有するものを除く。

(CAS No.: 98-88-4)

(12) メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸 0.5% 以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 75-75-2)

(13) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 16721-80-5)

(14) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 1313-82-2)

- 3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。
- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 29127-85-3)

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3, 4 - ジメチルベンゾニト リル及びこれを含有する製剤

(CAS No.: 22884-95-3)

(3) 「水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウムー

水和物 0.3%以下を含有するものを除く。」のうち、水酸化リチウム一水和物 0.5%以下を含有する製剤

(CAS No.: 1310-66-3)

4 施行期日

令和2年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和2年7月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和2年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに毒物又は劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和2年9月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料(資料2 令和元年度第2回毒物劇物部会について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10736.html

官



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

律

〇マンションの管理の適正化の推進に 関する法律及びマンションの建替え の一部を改正する法律(六一) 等の円滑化に関する法律の一部を改 無人機等の飛行の禁止に関する法律 施設の周辺地域の上空における小型 生を防止するための航空法及び重要

〇科学技術基本法等の一部を改正する

法律 (六三)

正する法律(六二)

〇割賦販売法の一部を改正する法律

=

(六四)

政 仓

〇国立大学法人法施行令の一部を改正 する政令(一九八 政令 (一九七) 킅 픗

〇農林水産省組織令の一部を改正する

〇司法書士法施行令及び土地家屋調査 士法施行令の一部を改正する政令

1

二九九

(国土交通五八)

弖

铥

〇無人航空機等の飛行による危害の発 5

葁

共和国との間の条約(六) 止のための日本国とウズベキスタン

仓

〇家畜伝染病予防法施行規則等の一部 〇独立行政法人都市再生機構に関する 省令の一部を改正する省令 を改正する省令(農林水産四四)

云

〇家畜伝染病予防法の一部を改正する 法律の施行期日を定める政令 (100)

0

D

〇家畜伝染病予防法施行令の一部を改 正する政令(二〇一) 툳

〇毒物及び劇物指定令の一部を改正す 部を改正する法律の一部の施行期日 を定める政令 (二〇二) 確立を図るための電気事業法等の一

約

る政令 (二〇三)

〇所得に対する租税に関する二重課税 〇投資の促進及び保護に関する日本国 の間の条約(四) の除去並びに脱税及び租税回避の防 とモロッコ王国との間の協定 (三) 止のための日本国とペルー共和国と

〇所得に対する租税に関する二重課税 〇所得に対する租税に関する二重課税 間の条約(五) の除去並びに脱税及び租税回避の防 の除去並びに脱税及び租税回避の防 止のための日本国とジャマイカとの

四

〇所得に対する租税に関する二重課税 の間の条約(七) の除去並びに脱税及び租税回避の防 止のための日本国とモロッコ王国と 臺

즟

 \equiv

Oマンションの建替え等の円滑化に関 する基本的な方針の一部を改正する

〇強靱かつ持続可能な電気供給体制の 틋

풋

〇所得に対する租税に関する二重課税 止のための日本国とモロッコ王国と の除去並びに脱税及び租税回避の防 の間の条約の効力発生のための通告

告

〇投資の促進及び保護に関する日本国 発生のための通告に関する件 とモロッコ王国との間の協定の効力

〇所得に対する租税に関する二重課税 の間の条約の効力発生のための通告 止のための日本国とペルー共和国と の除去並びに脱税及び租税回避の防 に関する件(同二三九)

〇所得に対する租税に関する二重課税 関する件(同二四〇) 間の条約の効力発生のための通告に 止のための日本国とジャマイカとの の除去並びに脱税及び租税回避の防

〇所得に対する租税に関する二重課税 共和国との間の条約の日本国による の除去並びに脱税及び租税回避の防 通告に関する件(同二四一) 止のための日本国とウズベキスタン

に関する件(同二四二)

(国土交通六九七)

忎

(外務二三八)

法令のあらまし 公布された※

品品

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止す るための航空法及び重要施設の周辺地域の上空 律の一部を改正する法律(法律第六一号)(国土 における小型無人機等の飛行の禁止に関する法

航空法の一部改正関係

る基準の強化 空港等の設置者等による施設の管理に関す

こととした。(第四七条第一項関係) 従って当該施設を管理しなければならない 空保安施設の機能の確保に関する基準に 者は、国土交通省令で定める空港等及び航 空港等の設置者又は航空保安施設の設置

は、次に掲げる事項について定めることと

₩の基準(以下「機能確保基準」という。)

した。(第四七条第二項関係)

② 施設の点検その他の維持管理及び改修 の確保に関する事項 に関する事項 第三九条第一項第一号の規定への適合

(3) ぼすおそれのある行為の防止に関する事 な飛行その他の航空機の飛行に影響を及 施設の周辺における無人航空機の異常

うおそれのある事象が生じた場合におけ 空機の侵入その他の空港等の機能を損な る措置に関する事項 自然災害、航空事故、上空への無人航 二の4の一及び二の措置に関する事項

土交通大臣が施設の機能の確保のために

(1)から(5)までに掲げるもののほか、国

出なければならないこととした。(第四七条 定めるところにより、国土交通大臣に届け 機能管理規程として定め、国土交通省令で 空港の機能を確保するために空港の設置者 が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港 必要と認める事項 空港の設置者は、機能確保基準に従って

0

(号外第

◇ 期日を定める政令(政令第二○○号)(農林水産)◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行)

, る指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日 を令和三年四月一日とすることとした。 日とし、 |年法律第一六号)の施行期日を令和二年七月||家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和 、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関す

、◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令 (政令第二〇一号) (農林水産省)

1 26

きんサルモネラ症」に変更することとした。(第ズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水疱病」及び「家 んサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水病」、「アナプラズマ病」、「豚水胞病」及び「家き 炎」、アルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ 疱性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラ 家畜の伝染性疾病の名称のうち、「水胞性口

2 することとした。(第七条関係) 限又は遮断の手続を定める第五条の規定を準用 冢畜伝染病のまん延を防止するための通行の制 るための通行の制限又は遮断の手続について、 による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止す 家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延

3 とされている事務について、地方自治法(昭和 定する第一号法定受託事務とすることとした。 二二年法律第六七号)第二条第九項第一号に規 2により都道府県又は市町村が処理すること (第一二条関係)

| 4 その他の規定について所要の整備を行うこと

5 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正 する法律(令和二年法律第一六号)の施行の日 (令和二年七月一日)から施行することとした。

◇強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図る 部の施行期日を定める政令(政令第二〇二号)ための電気事業法等の一部を改正する法律の

(Jt)

ための電気事業法等の一部を改正する法律(令和 定の施行期日は、 |年法律第四九号)附則第一条第二号に掲げる規 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図る (経済産業省) 令和二年七月一日とすることと

- ◇奪物及び劇物指定令の一部を改正する政令 令第二○三号) (厚生労働省)
- 次に掲げる物を奪物に指定することとした。
- (-)酸化コバルト (Ⅱ) 及びこれを含有する製
- 次に掲げる物を劇物に指定することとした。 を含有する製剤

2

(=)

ジプチル(ジクロロ)スタンナン及びこれ

(第二条関係) を含有する製剤。ただし、一一アミノプロバ ーーアミノプロパンーニーオール及びこれ

ンーニーオール四パーセント以下を含有する

有する製剤。ただし、二ーイソプトキシエタ ノール一〇パーセント以下を含有するものを ニーイソプトキシエタノール及びこれを含

5

ラート及びこれを含有する製剤 オキシランーニーイルメチル=メタクリ

(三)

- を含有する製剤 ーークロロー四ーニトロペンゼン及びこれ
- $\langle r \rangle$ (II) 有する製剤 二・四一ジクロロフエノール及びこれを含
- 剤。ただし、ノニルフエノールーパーセント 以下を含有するものを除く。 ーービニルーニーピロリドン及びこれを含 ノニルフエノール及びこれを含有する製

2

- (v) リドン一〇パーセント以下を含有するものを 有する製剤。ただし、一一ビニルーニービロ ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製
- 剤。ただし、ふつ化ナトリウム六パーセント ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製
- リド及びこれを含有する製剤 以下を含有するものを除く。 ベンゼンーー・四一ジカルボニル=ジクロ
- (=)五パーセント以下を含有するものを除く。 製剤。ただし、ベンゾイル=クロリド〇・〇 ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する

- 鈫 (三) ント以下を含有するものを除く。 メタンスルホン酸及びこれを含有する製
- (重) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製
- た。(第二条関係) 次に掲げる物を劇物から除外することとし 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

3

これを含有する製剤 四一エチルオクター三一エンニトリル及び

6

- を含有する製剤 三・四一ジメチルベンゾニトリル及びこれ 水酸化リチウム一水和物〇・五パーセント
- この政令の施行に関し、必要な経過措置を設 以下を含有する製剤
- こととした。ただし、3については、公布の日 けることとした。(附則第二項及び第三項関係) この政令は、令和二年七月一日から施行する

8

的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠 とおりである 組みを整備するものであって、その概要は、 王国との間の協定 (条約第三号) (外務省) この協定は、投資の促進及び保護に関して包括

1 この協定における用語を定義している。(第

- 自国の関係法令に従い、この協定の対象となる 法令等を可能な限り合理的な期間内に公表する 等を規定している。また、各締約国は、この協 方の締約国の投資家による投資を許可すること ている。(第二条関係) 合理的な機会を与えるよう努めることを規定し 定等を行う前に、公衆による意見提出のための 事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設 こと等を規定している。さらに、各締約国は、 定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす 一方の締約国は、自国の関係法令に従い、 他
- 待遇及び最恵国待遇を与えること等を規定して 約国の投資家及びその投資財産に対して内国民 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締

- ただし、メタンスルホン酸〇・五パーセ 4

- ◇投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ から施行することとした。 次の

- を与えること等を規定している。(第四条関係) 資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分 な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇 方の締約国は、他方の締約国の投資家の投
- る。 (第五条関係) く自国の義務を再確認すること等を規定してい A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づ 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一
- とを規定している。(第六条関係) 義務に影響を及ぼすものと解してはならないこ の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び 国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権 この協定のいかなる規定も、 両締約国が当事
- る活動に従事することを目的として自国の領域 国の国籍を有する自然人に対し、 国の法令に従うことを条件として、他方の締約 ることを規定している。(第七条関係) のために措置をとること等を確保するよう努め 定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等 各締約国は、自国の関係法令に従い、この協 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自 投資に関連す
- 国有化等を実施してはならないこと等を規定し であること等の要件を満たさない限り、 規定している。(第八条関係) いずれの締約国も、公共の目的のためのもの 'いる。(第九条関係)

に入国し、及び滞在することを許可することを

- 〇条関係) 恵国待遇を与えること等を規定している。(第 に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最 に関して損失等を被った他方の締約国の投資家 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産
- れることを確保すること等を規定している。(第 の資金の移転が、自由に、かつ、 方の締約国の投資家の投資財産に関連する全て 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他 遅滞なく行わ
- 境を越える資本取引等について措置を採用し、 関して重大な困難が生じている場合等には、国 又は維持することができること等を規定してい いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に
- ることを妨げられないこと等を規定している。 締約国は、信用秩序の維持のための措置をと

令和 2 年 6 月 24 日 六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。 十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。 第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第 賽物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する!

六の十三 酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

水曜日

名

御

内閣総理大臣 安倍 晋

令和二年六月二十四日

政令第二百三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、賽物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)別表第一第二十八号、別表第二第九

三・四ージメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(8)を(8)とし、(3)から(7)までを(8)から(8)までとし、(5)から(7)までを(8)から(8)までとし、(5)がら(7)までを(8)から(8)までとし、(5)がより 個の次に次のように加

四ーエチルオクター三ーエンニトリル及びこれを含有する製剤

に次の一号を加える。

有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二 一ービニルーニーピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、

ーーピニルーニーピ

第二条第一項第八十五号の十二の次に次の二号を加える。 ロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を ハ十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤 含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える!

九十二の三 ベンゼンーー・四ージカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。 ○五%以下を含有するものを除く。 ただし、ベンゾイル=クロリド〇・

までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。 第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一 を含有するものを除く。 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸○・五%以下

十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。 第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第

十三の三 ジブチル (ジクロロ) スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、 第四号の六の次に次

の一号を加える。

四の七 一ーアミノプロパンーニーオール及びこれを含有する製剤。ただし、一ーアミノプロパンー ニーオール四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二.ニーイソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプトキシエタノー

第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える ル一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三 十八の四 オキシランーニーイルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤

までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。 二十八の九 ーークロロー四ーニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(109)を10とし、その次に

次のように加える。 第二条第一項第三十二号中48を86とし、11から83までを11から85までとし、

四十一の四 二・四ージクロロフエノール及びこれを含有する製剤 七十八の二 ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール一%以下を含 第二条第一項第六十八号の三ただし書中「○・三%」を「○・五%」に改め、同項第七十八号の次 第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

3

までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤 百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤 第二条第一項第百二号の三の次に次の二号を加える。

の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号 (施行期日) 附則

1

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第 号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八 んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法 四、第九十八号の八、第百二号の四及び第百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日 (次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。 (経過措置)

厚生労働大臣

内閣総理大臣 安倍 加藤 晋 勝三信

(抄) 新旧対照条文

○毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

(傍線部分は改正部分)

第二条 法引表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇 第(劇物)	十四~三十一 (略) 十三の四 (略) 製剤	十三の三 ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する	(毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物)	改 正 後
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇(劇物)	十四~三十一 (略) 十三の四・十三の五 (略) 十三の三 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤	(新設)	(毒物) () () () () () () () (現

〜 四 の 五 に指定する。 (略) 毒物であるものを除く。

兀 一の六 略

兀 剤' の七 するものを除く ただし、 ア 3 アミノプロパン―二―オール四%以下を含有 オ ル 及 び れを含有する製

一 の 八 略

五 四 く の 七 九 略

略

(略

の 二 ただし、 を除く イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するも ブトキシエタノ] ル及びこれを含有する製剤。

九 (略

九の二~十八の二 (略

> 物に指定する。 毒物であるものを除く。

〜四の五 (略)

四の六 ミノ―四― 〔(ヒドロキシ) 類及びこれらのいずれかを含有する製剤。 フイノイル」ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その L―二―アミノ―四―〔(ヒドロキシ) (メチル) ホスフイノイル] ブチ ただし、L一二一ア (メチル) ホス

塩

(新設)

るものを除く。

リル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有す

四の七 剤。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシク シルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製 ロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロ

四の八 (略)

五~七 (略)

を含有するものを除く。 アンモニアを含有する製剤。 ただし、アンモニア一〇%以下

(新設)

エニルー 及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピルオキシフ 二―イソプロピルオキシフエニル― N-メチルカルバメートー%以下を含有するものを除 N | メチルカルバメー

九の二~十八の二 略

十八の五 十八の四 十八の三 れを含有する製剤 オキシラン―二―イルメチル=メタクリラート及びこ (略) 略

十八の三 (新

オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

設

十八の四 · 八 一, ドロ ・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八 クロロ<u>| 三</u> a・ デン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロ ―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八 クロローニ・三・三 a・四・七 六%以下を含有するものを除く。 七一メタノ一一H インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ― ・四・七・七 a―テトラヒドロ― — H | = = a • 六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三 a・四・七・ ヘキサヒドロー ヘプタクロロ―三a・四・七・七a― 四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・ インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一 四・七― ---八 四・七・七 a―ヘキサヒドロ 四・七・七 兀 メタノインデン、一・四 ―インデン及びこれらの類縁 四・七一メタノ―一H―インデン、四・五 ヘキサクロロー三a・ ・五・六・七・ a | • テトラヒドロ 七 a | 四・七―メタノ―一H 四·七·七a— ヘキサヒドロ テトラヒドロ― ・五・六・七 九 オ 化合物の混 四・七一メタノ クタクロ ルデン) 並び • 八 | メタノー · 八 · -テトラ -ヘキサ 匹• 七 イン シナ 应 $\frac{\pm}{a}$ 五. a

一十八の 九~二十八の七 クロ 口 酢 (略)

二十八の八

略

一十八の九 る製剤

> ク 口

> 口

应

口

ベンゼン及びこれを含有す

一十八の十

略

十九~二十八の七

略

ナトリウム及びこれを含有する製剤

一十八の九 -クロ 口 ニトロベンゼン及びこれを含有する製 剤

二十九~三十一の三 0 + 5 <u>二</u> 八の十五 略 略

(15) (略) (掲げるものを除く。 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。 ただし、 次

(16)(1) に

略

(17)製剤 兀 工 チ ル オクター エンニトリル及びこれを含有する

(18)(略

(110)(19)(109) 略

能略

(112) (111) 兀 ジ

メチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

三 十(113) | 三 5 (186) | 四 十 一 の 二

略

一 の 三 略 略

ただし、

次

%以下を含有し、(Z) ―ウンデカ―九―エンニトリル二三 %以上三三%以下を含有し、かつ、 合物 ((E) ―ウンデカ―九―エンニトリル四五 物((E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混 ウンデカ―一〇―エンニ **一**ウンデ

新設

これを含有する製剤

トリル一○%以上二○%以下を含有するものに限る。) 及び

シル) 四 | シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する [トランスー <u></u> 一 (トランスー 四一エチルシクロ ヘキ

(108)剤

(109) | (18) | (略)

エニルアセトアミド及びこれを含有する製剤 Ŋ $\widehat{\alpha}$ α ―ジメチルベンジル) **一二**ーシアノー

(110)

新設

剤 兀 兀 ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製

含有する製剤 一 の 三 -・ 四十一の二 四 | -ジクロ 略 口 ニトロ ベンゼン及びこれを

剤 二・四―ジクロロフエノール及びこれを含有する製四十一の四 二・四―ジクロロフエノール及びこれを含有する製

四十一の五(略)

四十二~六十八の二()

を除く。 ただし、水酸化リチウム一水和物〇・五%以下を含有するもの六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

六十九~七十七の四 (略

七十八 (略)

、ノニルフエノール一%以下を含有するものを除く。七十八の二。ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし

七十九 (略)

八十二 (略) 八十~八十一 (略

るものを除く。 剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一○%以下を含有す 剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製

八十三 (略)

八十三の二~八十五の十一(略)

八十五の十二 (略)

八十五の十四。ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ八十五の十三。ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

(新設)

四十二~六十八の二 (略)四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

を除く。
ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するもの六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

六十九~七十七の四 (略

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

(ドトー(トー)(各) ロ 硫酸バリウム ロ 硫酸バリウム トフエニルアゾ)─三─ヒドロキシ─二─ナフトアート イ バリウム=四─(五─クロロ─四─メチル─二─スルホナ七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

八十~八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十五の十二 二―t―ブチル―五―メチルフエノール及びこれ八十三の二〜八十五の十一 (略)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤、十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)

(新設)

を含有する製剤

(新設)

Š 化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七~九十二 (略

九十二の二 (略)

九十二の三 これを含有する製剤 ベンゼン 兀 ―ジカル ボ = ル ||ジクロ リド及び

九十二の四 だし、 ゾイル ベンゾイル ||クロリド○・○五%以下を含有するものを _ | | ク 口 リド 及びこれを含有する製 剤。

九十三 略

十四〜九十八の六 略

九十八の七 (略)

九十八の八 メタン ス ルホン酸〇 メタンスルホ 五%以下を含有するものを除く。 酸及びこれを含有する製剤。

十八の九 略

九 十八の十~九十八 ハの十三 (略)

九十九~百二の二 (略)

三の三 (略)

百二の四 硫化 水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 略 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

> 八十六 ブラストサイジンSを含有する製剤

九十二の二 ヘプ

タン酸一 一%以下を含有するものを除く。 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。

(新設)

(新設)

九十三 ンデン a-テトラヒドロ-四・七- (八・八-ジクロルメタノ) -(別名へプタクロー 一・四・五・六・七―ペンタクロル ル)を含有する製剤 | = a • 兀 · 七·七

九十四~九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

(新設)

九十八の八 及びこれを含有する製剤 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸

九十八の九~九十八の十二

略

九十九~百二の二 (略)

百二の三 除く。 る製剤。 ラサロシド、その塩類及びこれらの ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを いずれかを含有す

(新設)

硫化燐を含有する製剤

